

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国際ティビィシィ小山看護専門学校
設置者名	学校法人TBC学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門	看護	夜・通信	9	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://kango-oyama.jp/joujoy

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	国際ティビィシィ小山看護専門学校
設置者名	学校法人TBC学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.tbcgakuin.ac.jp/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	会社役員	令和6年5月31日 ～令和9年5月30日	相互に監視し健全な 運営を実現する
非常勤	会社代表取締役	令和6年5月31日 ～令和9年5月30日	法人外部からの視点 を取り入れる
非常勤	元福祉法人理事	令和6年5月31日 ～令和9年5月30日	理事会の牽制機能を 果たす
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国際ティビィシィ小山看護専門学校
設置者名	学校法人T B C学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画(シラバス)は、看護師国家試験受験資格を得るための認可カリキュラムに従い、在学生が3年間で看護師として必要な知識・技術・態度を身につけられるよう、教務部全体の共通認識を踏まえ、カリキュラム編成担当の教務部長が主となり、年度当初に学生に提示できるようにしている。 ・授業計画の作成・公表時期は、新年度の開始に合わせて行われ、「学生要覧」という小冊子と別表資料の配付及び説明をしている。また、ホームページの情報公開ページでも公開している。	
授業計画書の公表方法	https://kango-oyama.jp/joujoy
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・学則第20, 21, 22, 30の各条に定める授業科目、単位数、単位の認定、成績評価に関する定めに基づき、「学生要覧」に「単位認定に関する規定」としてまとめた内容を年度当初に学生全員に示し、授業科目ごとに単位認定試験を実施。 - 単位認定は、科目ごとに校長が単位認定会議の議を経て決定する。 - 終講試験は、各授業科目について、出席時間が2/3以上に達した学生に対し、記述、口述、レポート課題、実技など担当教員または講師が適当と認める方法で行う。 - 実習評価は、実習時間の4/5以上出席した学生に対し、所定の評価表に沿って担当教員が行い、実習評価会議で最終決定する。 - 成績評価は、100点満点法により、A・B・CおよびDに分け、AからCまでを合格とし、Dを不合格とする。 - A (80点以上) B (70点以上80点未満) C (60点以上 70点未満) D (60点未満)	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 授業科目ごとの成績評価を点数(100点満点)に換算した上で、取得した点数の平均を求める。 合計点÷総履修登録単位数(不可の単位数を含む)＝平均点	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://kango-oyama.jp/joujoy
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業認定の要件は、カリキュラムで指定の全授業単位の取得であり、これを達成することで以下のような人材となり、国家試験合格を経て看護師免許を手にし、晴れて看護師として社会人生活を開始することが可能となる。 称号「医療専門士」授与の方針(ディプロマポリシー) ①看護の基礎となる豊かな人間性や倫理観と教養を身につけている。 ②看護職として専門分野における知識・技術を修得している。 ③人間の身体的・精神的・社会的な健康を科学的に評価し、的確な判断ができる。 ④人間の健康増進維持、予防、また健康障害からの回復過程等、あらゆる健康段階を連続的に捉え、生活に根ざした支援の必要性を理解できる。 ⑤リーダーシップを身につけ、自ら他職種と連携・協働することができる。 ⑥国際化及び社会に医療ニーズの変化に対応し、生涯を通して自己を高めることができる。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://kango-oyama.jp/joujoy